⑷　履行期間　契約締結日の翌日～令和12年６月28日
　①　第一次指定部分　令和７年３月21日まで
　②　第二次指定部分　令和７年12月26日まで
　③　第三次指定部分　令和８年９月30日まで
　・積算業務の完了
　・一団地認定申請資料作成の完了

２　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。また、⑶にあげる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者を当該業務に配置できること。

⑴　単体企業
　①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
　②　当機構東日本地区における令和５・６年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
　③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
　④　下記に記載する業務においていずれか１件以上の実績（再委託による業務の実績を含まない）を有すること。ただし設計共同体での実績は、出資比率が50％以上のものに限る。
　・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の新築共同住宅の建物設計業務
　※共同住宅は「告示98号別添２建築物の類型六共同住宅」をいう。
　※設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。
　・平成20年度以降において受注し完了した新築UR賃貸住宅の建物設計業務
　※機構の発注した災害公営住宅（ＲＣ造）を含む
　※設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。
　⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

⑵　設計共同体
　①　⑴①、③、⑤に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。
　②　当機構東日本地区における令和５・６年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、設計共同体の代表者にあっては「建築設計」の業種区分の認定を、その他の構成員については、「建築設計」もしくは「土木設計」の業種区分の認定を受けていること。
　③　「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年２月６日付け東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けていること。
　④　設計共同体の代表者は、⑴④の参加要件を有し、その他の構成員においては以下のａからｆまでのいずれかの実績を有すること。なお、ｂからｆまでは再委託による業務の実績を可とする。
　ａ　建築意匠　上記⑴④に掲げる実績
　ｂ　建築構造（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
　・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の新築共同住宅※１の建築構造設計業務※２
　・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の建築構造設計業務※２
　ｃ　機械設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
　・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の新築共同住宅※１の機械設備設計業務※２
　・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の機械設備設計業務※２
　ｄ　電気設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
　・平成20年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の新築共同住宅※１の電気設備設計業務※２
　・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の電気設備設計業務※２
　ｅ　土木（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
　・平成20年度以降において受注し完了した新築共同住宅※１における土木工事に係る土木設計業務※２※４
　・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３における土木工事に係る土木設計業務※４
　ｆ　造園（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
　・平成20年度以降において受注し完了し新築共同住宅※１における造園工事に係る造園設計業務※２※５
　・平成20年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３における造園工事に係る造園設計業務※２※５
　※１　共同住宅は「告示98号別添２建築物の類型六共同住宅」をいう。
　※２　設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。
　※３　ＵＲ賃貸住宅には機構の発注した災害公営住宅（ＲＣ造）を含む。
　※４　土木設計業務とはＵＲ都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和５年10月版」に記載の「排水」「道路」「舗装」の工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和５年10月版」掲載先
　（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）
　※５　造園設計業務とはUR都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和５年10月版」に記載の「基盤整備」「植栽」「施設整備」のいずれかの工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和５年10月版」掲載先
　（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）

⑶　配置予定技術者　以下の①から⑫に掲げる要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。
　①　管理技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験13年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）
　②　建築意匠主任技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）
　③　建築構造主任技術者は構造設計一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑵ｂに示す業務のうちいずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも可とする。）
　④　機械設備主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（機械部門または衛生工学部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）
　⑤　電気設備主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（電気電子部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）